

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

相続時精算課税制度

Q : 今年から導入された相続時精算課税制度の概要を教えてください。

A : 相続時精算課税制度は、高齢化が進むなか、スムーズな次世代への財産移転のために導入された制度で、概要は次のとおりです。

【解説】

相続時精算課税制度は、平成15年1月1日以降に65歳以上の親から20歳以上の子にした贈与に適用がある制度で、従来の制度との選択制となっています。選択した場合には贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日までの間に、贈与税の申告をしなければなりません。

この制度を選択した親から子への贈与については、特別控除額として、2500万円が財産の額から控除されます。使いきれなかった特別控除額は翌年以降に繰り越され、2500万円を超えた時点で、超えた部分に対し一律20%の贈与税がかかります。

贈与者が亡くなった時は、この制度を適用した贈与財産の価額（贈与時の価額）を相続財産に合算して相続税額を計算し、その際、納めた贈与税額があるときは、相続税額から控除し、控除しきれない部分は還付されます。

なお、この制度はいったん選択しますと、撤回をすることはできず、従来の年110万円の非課税枠は使えなくなりますので、選択の際は慎重に検討してください。

また、この制度は、贈与した財産の価額が、相続財産に加算されますので、相続税の節税効果は期待できるものではありません。

